地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金補助対象整理表(別紙)									
			水害対策強化事業	耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	介護施設等の換気設備の設置事業		
			認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業(水害対策強化事業分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業(耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業 (大規模修繕等分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業(非常用自家発電設備整備事業分)	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業		
施設	補助者	補助対象施設	補助率:定額		補助率:定額		補助率:定額		
規模		Xa∃II/S [√IMIIII	補助上限:773万円 or 1,540万円/施設	補助上限:773万円 or 1,540万円/施設 補助下限:80万円/施設(ただし、非常用自家発電設備整備はなし)			補助上限:4,000円/㎡ 補助下限:なし		
			補助下限:80万円/施設				(ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする)		
	都道府県 (指定都市・ 中核市 を含む)	(1) 特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設(※1)	_	_		0			
		② 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型)	-		_		0		
大 規 規 0		③ 介護老人保健施設	-		-		0		
		④ 介護医療院	-	_			0		
		⑤ 養護老人ホーム	-	_		0			
		⑥ 有料老人ホーム	_	_		0			
施 人設 以		⑦ 通所介護事業所(※2)	_	_			_		
等上の		⑧ ①以外の老人短期入所施設	_	_			0		
		⑨ 老人福祉センター(特A型・A型・B型)(※1	_	_		_			
		⑩ 老人福祉施設付設作業所(※1)	_		-		-		
		① 老人介護支援センター(在宅介護支援センター)(※	×1) —		_		-		
		⑫ 在宅複合型施設(※1)	_	-		-			
	市指中を区でである。では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	地域密着型特別養護老人ホーム 及び併設される老人短期入所施設(※1)	〇(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用 の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。	〇(1,540万円)(特養に限る) ※本事業により、併設される老人短期入所施設にも効用の増加がある場合は、適切に按分を行うこと。		0			
		(4) 小規模ケアハウス	〇(1,540万円)	〇(1,540万円)		0			
		⑤ 都市型軽費老人ホーム	〇(773万円)	〇 (773万円)			0		
		⑤ 小規模介護老人保健施設	〇(1,540万円)	〇(1,540万円)			0		
		① 小規模介護医療院	〇(1,540万円)	〇(1,540万円)			0		
		® 小規模養護老人木一厶	〇(773万円)	〇(773万円)			0		
地域		⑨ 小規模有料老人ホーム	_	-		0			
密定着員		② 地域密着型通所介護事業所(※ 2)	-	-		_			
型 2 · 9		② 認知症対応型通所介護事業所	〇(773万円)	〇(773万円)		-			
小 人規 以		② ③以外の小規模老人短期入所施設	-	_		0			
模下		② 認知症高齢者グループホーム	〇(773万円)	〇(773万円)		0			
施の設		② 小規模多機能型居宅介護事業所	〇(773万円)	〇(773万円)		0			
等		⑤ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	〇(773万円)	〇(773万円)		0			
		② 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	〇(773万円)	〇(773万円)		_			
		② 夜間対応型訪問介護ステーション	_	-		_			
		② 介護予防拠点	〇(773万円)	〇(773万円)		_			
		② 地域包括支援センター	〇(773万円)	〇(773万円)		-			
		③ 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)	〇(773万円)	〇(773万円)		0			
		③ 緊急ショートステイ	〇(773万円)	〇(773万円)			_		
		2 施設内保育施設	〇(773万円)	〇(773万円)		_			

^{※1} 定員規模に関わらない。

^{※2} 通所介護事業所は定員19人以上、地域密着通所介護事業所は定員18人以下。

			耐震化整備	大規模修繕等	非常用自家発電設備整備	介護施設等の換気設備の設置事業			
		認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業(水害対策強化事業分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業(耐震化分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業 (大規模修繕等分)	認知症高齢者グループホーム等防災改修等 支援事業(非常用自家発電設備整備事業分)	高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業			
		補助率:定額		補助率:定額		補助率:定額			
		補助上限:773万円 or 1,540万円/施設 補助下限:80万円/施設	補助上限:773万円 or 1,540万円/施設 補助下限:80万円/施設(ただし、非常用自家発電設備整備はなし)			補助上限:4,000円/㎡ 補助下限:なし (ただし、面積は「居室」部分のみを対象とする)			
補助対象事業		認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(水害対策強化事業分)	○耐震化整備 (耐震診断の結果等で倒壊のおそれがあると市区町村長が認めたもの)	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 (補助対象内容は「参考」認知症高齢者グループホーム等防災改修 援事業の取扱いについて」のとおり)	○利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等 等支 (緊急災害用の自家発電設備の整備に限る)	○感染リスクの高い風通しの悪い空間について、施設の構造や立地等により、十 な換気が行えない場合に、感染症対策等として有効な換気を定期的に行うことが きる換気設備を設置するもの			
		第2の2のイ		第2の2のイ		第2の2のオ、第3の2のキ			
		5 (1)		5 (1)					
		・							
	共通	イ本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設(一つの建物の中に複数なお、対象経費の実支出額が複合型施設全体にしか出せない場合等については、複合! ウ 過去に(当該補助金以外の)補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した エ 本事業については、原則、一事業所につき一回を限度として申請することができる オ 協議の採択に当たって一定程度配慮するため、強くしなやかな国民生活の実現を図 ブダウンリストの選択)。	くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災に資する国土強靭化基本法(平成25年12月11日法律第95号)第13条に定める国土強靭化地域計画に記載のある事業は、「防災・減災等事業整備計画書(別添2)」及び「整備計画一覧表(別添3)」の「国土強靱化地域計画への記載」欄に「有」の記載をすること(ドロッ 盤化事業、非常用自家発電設備整備事業、給水設備整備事業、だロック塀等改修整備事業)について、地域計画の策定がない自治体は、原則採択を行わないこととする。						
留意事項	各事業分	ア 水害対策強化事業については、補助対象を水害等の発生が懸念される地域にある施設・事業所に限る。該当地域については、参考3を参照することとする。 イ 過去に認知症病論者グループホーム等防災改修等支援事業において、耐震化整備、大規模修繕等、非常用自家発電設備整備事業を実施した施設・事業所でも申請できるものとする。 ウ 遊難時間や安全な遊難先の確保に有効な事業であること		-	補助対象とするのは、次のアから工を全で満たすものであること ア 専ら非常時に用いる設備とし、設置に当たり施設に付帯する工事を得うもの。 イ 電気・ガス等のライフラインや物資等の供給が寸断された状況下においても、発災後72時間以上の事業継続が可能となる設備であるもの ウ これらの設置場所については、津波や浸水等の水害や土砂災害等の景響を受けない場所とするよう努めること エ 設置した非常用設備等の耐震性が確保されているが留意すること。 オ 上記共通の工の例外として、施設の老朽化に伴う大規模修 縞に関わらず、先行して非常用自家発電設備整備を行えるようにするため、1施設につき2回に分けての補助を可能とする。次回以降の協議の際、過去に補助を受けているときは、当終補助額を引いた 顔を補助上限額とする。 例: 地域応着型特別養護老人ホームで、過去に500万円の補助を受けて非常用自家発電設備整備をしている場合で、大規模修縞の補助協議申請をする場合は、補助限額1,540万円 - 500万円 = 1,040万円)	5			
補助対象外		ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 光熱水費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善すること を目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善すること を目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの	ア 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの イ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの ウ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 エ その他、整備事業として適当と認められないもの オ 燃料費等、設備の設置後、稼働に要するものを含む事業	ア 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したもの イ 設計の不備又は工事施工の粗漏に起因したもの ウ 対象施設の目的以外の用途に使用するためのもの エ 建築基準法等の各法令違反にある状態を改善することを 目的としたもの オ 本交付金の他の事業による助成対象となる事業 カ その他、支援事業として適当と認められないもの			
	基準単価	次のいずれか低い方の価格を基準価格とする ア 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積 イ 工事請負業者等の民間事業者の見積							
	提出が必要な添付資料	下記の書類を添付すること ア 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの) イ 見積書(公的機関(都道府県又は市区町村の建築課等の見積もり)、工事請負業者等の民間事業者)※公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出すること。							
補助(協議)の流れ		厚生生	② 伝統 ② 伝統 ② 伝統 ② 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ② 伝統 ② 伝統 ② 伝統 ② 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ③ 伝統 ③	広域型(定員30人以上)雑誌 地域空巻型ケービス等(定員30人以上)雑誌 地域空巻型ケービス等(定員30人以上)雑誌 地域空巻型ケービス等(定員30人以上の報道を は	29人以下)の施設に関する流れ 行場窓)・・・市区町村のみ 契局第20 対す窓) 対して行う。 頼予定				